

(別紙)

J Aバンク優遇プログラム規定改正新旧対照表

(下線部分は変更箇所を示す)

新	旧																																																																								
J Aバンク優遇プログラム規定	J Aバンク優遇プログラム規定																																																																								
1～3 省略	1～3 省略																																																																								
4 得点・ステージ	4 得点・ステージ																																																																								
(1)～(2) 省略	(1)～(2) 省略																																																																								
(3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次のとおりとします。 ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。	(3) 得点対象となる取引項目、内容、各得点については次のとおりとします。 ただし、同一取引項目内で複数の取引を行っている場合は二重に集計されません。																																																																								
<table><tr><th>得点対象取引</th><th>取引内容</th><th>得点</th></tr><tr><td>給与振込</td><td>判定月またはその前月に給与振込として5万円以上の振込をお受け取りいただいていること。</td><td>100</td></tr><tr><td>年金自動受取</td><td>一定期間内に公的年金（農業者年金・国民年金・厚生年金・共済年金等）として発信された振込をお受け取りいただいていること。</td><td>100</td></tr><tr><td>公共料金自動支払 （1取引ごと）</td><td>一定期間内に電気・電話・ガス・水道・NHK料金を自動支払されていること。</td><td>20 （上限100）</td></tr><tr><td>J Aカード利用</td><td>判定月またはその前月、前々月にJ Aカードをご利用され（ショッピングや引落等）、その代金を当会の口座から自動支払されていること。</td><td>20</td></tr><tr><td>個人I B</td><td>判定月に個人I B（J Aネットバンク）をご契約いただいていること。</td><td>50</td></tr><tr><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr><tr><td>(削除)</td><td>(削除)</td><td>(削除)</td></tr><tr><td>貯金残高</td><td>当会所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を判定月月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円ごとに5点ずつ付与します）。</td><td>5 （上限250）</td></tr><tr><td>定期貯金・定期積金</td><td>預入期間が1年以上の定期貯金または定期積金取引があること。</td><td>10</td></tr><tr><td>貸出金残高 500万円以上</td><td>当会所定の貸出金を判定月の月末時点で合計500万円以上ご利用いただいていること。</td><td>50</td></tr><tr><td>貸出金残高 500万円未満</td><td>当会所定の貸出金を判定月の月末時点で合計500万円未満ご利用いただいていること。</td><td>20</td></tr></table>	得点対象取引	取引内容	得点	給与振込	判定月またはその前月に給与振込として5万円以上の振込をお受け取りいただいていること。	100	年金自動受取	一定期間内に公的年金（農業者年金・国民年金・厚生年金・共済年金等）として発信された振込をお受け取りいただいていること。	100	公共料金自動支払 （1取引ごと）	一定期間内に電気・電話・ガス・水道・NHK料金を自動支払されていること。	20 （上限100）	J Aカード利用	判定月またはその前月、前々月にJ Aカードをご利用され（ショッピングや引落等）、その代金を当会の口座から自動支払されていること。	20	個人I B	判定月に個人I B（J Aネットバンク）をご契約いただいていること。	50	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	貯金残高	当会所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を判定月月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円ごとに5点ずつ付与します）。	5 （上限250）	定期貯金・定期積金	預入期間が1年以上の定期貯金または定期積金取引があること。	10	貸出金残高 500万円以上	当会所定の貸出金を判定月の月末時点で合計500万円以上ご利用いただいていること。	50	貸出金残高 500万円未満	当会所定の貸出金を判定月の月末時点で合計500万円未満ご利用いただいていること。	20	<table><tr><th>得点対象取引</th><th>取引内容</th><th>得点</th></tr><tr><td>給与振込</td><td>判定月またはその前月に給与振込として5万円以上の振込をお受け取りいただいていること。</td><td>100</td></tr><tr><td>年金自動受取</td><td>一定期間内に公的年金（農業者年金・国民年金・厚生年金・共済年金等）として発信された振込をお受け取りいただいていること。</td><td>100</td></tr><tr><td>公共料金自動支払 （1取引ごと）</td><td>一定期間内に電気・電話・ガス・水道・NHK料金を自動支払されていること。</td><td>20 （上限100）</td></tr><tr><td>J Aカード利用</td><td>判定月またはその前月、前々月にJ Aカードをご利用され（ショッピングや引落等）、その代金を当会の口座から自動支払されていること。</td><td>20</td></tr><tr><td>個人I B</td><td>判定月に個人I B（J Aネットバンク）をご契約いただいていること。</td><td>50</td></tr><tr><td>正組合員資格</td><td>判定月の月末時点で当会の正組合員資格があること。</td><td>100</td></tr><tr><td>准組合員資格・正組合員家族</td><td>判定月の月末時点で当会の准組合員資格がある、または当会の正組合員の家族であること。</td><td>50</td></tr><tr><td>貯金残高</td><td>当会所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を判定月月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円ごとに5点ずつ付与します）。</td><td>5 （上限250）</td></tr><tr><td>定期貯金・定期積金</td><td>預入期間が1年以上の定期貯金または定期積金取引があること。</td><td>10</td></tr><tr><td>ローン残高 500万円以上</td><td>当会所定のローンを判定月の月末時点で合計500万円以上ご利用いただいていること。</td><td>50</td></tr><tr><td>ローン残高 500万円未満</td><td>当会所定のローンを判定月の月末時点で合計500万円未満ご利用いただいていること。</td><td>20</td></tr></table>	得点対象取引	取引内容	得点	給与振込	判定月またはその前月に給与振込として5万円以上の振込をお受け取りいただいていること。	100	年金自動受取	一定期間内に公的年金（農業者年金・国民年金・厚生年金・共済年金等）として発信された振込をお受け取りいただいていること。	100	公共料金自動支払 （1取引ごと）	一定期間内に電気・電話・ガス・水道・NHK料金を自動支払されていること。	20 （上限100）	J Aカード利用	判定月またはその前月、前々月にJ Aカードをご利用され（ショッピングや引落等）、その代金を当会の口座から自動支払されていること。	20	個人I B	判定月に個人I B（J Aネットバンク）をご契約いただいていること。	50	正組合員資格	判定月の月末時点で当会の正組合員資格があること。	100	准組合員資格・正組合員家族	判定月の月末時点で当会の准組合員資格がある、または当会の正組合員の家族であること。	50	貯金残高	当会所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を判定月月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円ごとに5点ずつ付与します）。	5 （上限250）	定期貯金・定期積金	預入期間が1年以上の定期貯金または定期積金取引があること。	10	ローン残高 500万円以上	当会所定のローンを判定月の月末時点で合計500万円以上ご利用いただいていること。	50	ローン残高 500万円未満	当会所定のローンを判定月の月末時点で合計500万円未満ご利用いただいていること。	20
得点対象取引	取引内容	得点																																																																							
給与振込	判定月またはその前月に給与振込として5万円以上の振込をお受け取りいただいていること。	100																																																																							
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農業者年金・国民年金・厚生年金・共済年金等）として発信された振込をお受け取りいただいていること。	100																																																																							
公共料金自動支払 （1取引ごと）	一定期間内に電気・電話・ガス・水道・NHK料金を自動支払されていること。	20 （上限100）																																																																							
J Aカード利用	判定月またはその前月、前々月にJ Aカードをご利用され（ショッピングや引落等）、その代金を当会の口座から自動支払されていること。	20																																																																							
個人I B	判定月に個人I B（J Aネットバンク）をご契約いただいていること。	50																																																																							
(削除)	(削除)	(削除)																																																																							
(削除)	(削除)	(削除)																																																																							
貯金残高	当会所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を判定月月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円ごとに5点ずつ付与します）。	5 （上限250）																																																																							
定期貯金・定期積金	預入期間が1年以上の定期貯金または定期積金取引があること。	10																																																																							
貸出金残高 500万円以上	当会所定の貸出金を判定月の月末時点で合計500万円以上ご利用いただいていること。	50																																																																							
貸出金残高 500万円未満	当会所定の貸出金を判定月の月末時点で合計500万円未満ご利用いただいていること。	20																																																																							
得点対象取引	取引内容	得点																																																																							
給与振込	判定月またはその前月に給与振込として5万円以上の振込をお受け取りいただいていること。	100																																																																							
年金自動受取	一定期間内に公的年金（農業者年金・国民年金・厚生年金・共済年金等）として発信された振込をお受け取りいただいていること。	100																																																																							
公共料金自動支払 （1取引ごと）	一定期間内に電気・電話・ガス・水道・NHK料金を自動支払されていること。	20 （上限100）																																																																							
J Aカード利用	判定月またはその前月、前々月にJ Aカードをご利用され（ショッピングや引落等）、その代金を当会の口座から自動支払されていること。	20																																																																							
個人I B	判定月に個人I B（J Aネットバンク）をご契約いただいていること。	50																																																																							
正組合員資格	判定月の月末時点で当会の正組合員資格があること。	100																																																																							
准組合員資格・正組合員家族	判定月の月末時点で当会の准組合員資格がある、または当会の正組合員の家族であること。	50																																																																							
貯金残高	当会所定の貯金（当座・普通・総合・貯蓄・定期性貯金、ただし、決済用貯金を含まず）を判定月月末時点で合計残高10万円以上お持ちであること（10万円ごとに5点ずつ付与します）。	5 （上限250）																																																																							
定期貯金・定期積金	預入期間が1年以上の定期貯金または定期積金取引があること。	10																																																																							
ローン残高 500万円以上	当会所定のローンを判定月の月末時点で合計500万円以上ご利用いただいていること。	50																																																																							
ローン残高 500万円未満	当会所定のローンを判定月の月末時点で合計500万円未満ご利用いただいていること。	20																																																																							
(4) 省略	(4) 省略																																																																								
5 省略	5 省略																																																																								

新	旧
6 変更・終了 (1) 省略 (2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。 ①お客様が当会所定の規定・規約等を履行されない場合 ②お客様の都合により当会からの連絡を不要とされている場合 ③すでに利用されている貸出金を延滞されている場合 ④契約者本人が亡くなった場合 ⑤得点対象取引の有無、残高等が当会の責によらず確認できなかった場合 ⑥金融情勢の変化、その他予見しがたい事情が発生した場合 ⑦その他当会が、一部または全ての優遇措置を行わない合理的な理由があると判断した場合 7 省略 令和6年7月16日現在	6 変更・終了 (1) 省略 (2) 次に定める場合には、事前に通知することなく一部または全ての優遇が受けられないことがあります。 ①お客様が当会所定の規定・規約等を履行されない場合 ②お客様の都合により当会からの連絡を不要とされている場合 ③すでに利用されているローンを延滞されている場合 ④契約者本人が亡くなった場合 ⑤得点対象取引の有無、残高等が当会の責によらず確認できなかった場合 ⑥金融情勢の変化、その他予見しがたい事情が発生した場合 ⑦その他当会が、一部または全ての優遇措置を行わない合理的な理由があると判断した場合 7 省略 令和4年11月29日現在

付 則
この規定は、令和6年7月16日から実施する。